小樽中央バスケットボールクラブ父母会規約

（名称及び所在地）
第１条
小樽中央バスケットボールクラブ父母会と称し、事務局を会長宅に置く。

（活動目的）
第２条
小樽中央バスケットボールクラブを支持し、クラブ運営の補助を行う。

（活動内容）
第３条
小樽中央バスケットボールクラブ父母会は必要に応じて以下の活動を行う。
1） クラブ員の引率及び応援
2） クラブの資金援助
3） その他クラブ運営を円滑にすすめるために必要な活動

（会員）
第４条
会員はクラブ員の保護者とする。

（組織）
第５条
本会には以下の役員を置くものとする。
1） 会長　　１名
父母会を代表し、父母会の運営（諸活動の決定、事務処理、小樽中央バスケットボールクラブとの連絡・調整等）を行う。
2）副会長　１名
会長を補佐し、会長不在の際には会長代理として職務を代行する。
3）会計　２名
会費の徴収及び父母会、小樽中央バスケットボールクラブの会計処理全般を行う。

上記いずれの役員も任期は１年とし、父母会総会にて出席者の過半数の賛同にて任命される。

（会計）
第６条
1）会計年度は毎年４月１日から３月３１日までとする。
2） 会計決算については父母会会長、小樽中央バスケットボールクラブ代表両者による監査ののち、総会にて会計報告を行い、承認されるものとする。
3）会費は全会員で負担する。金額については年度初めに役員会にて決定される。

（改正）
第７条
本規則の改正には「小樽中央バスケットボールクラブ父母会」全会員の３分の２以上の賛同を必要とする。